

## 千葉市長期継続契約の対象及び契約期間に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市長期継続契約の締結に関する規則（平成17年千葉市規則第14号。以下「規則」という。）により市長が定める長期継続契約の対象及び契約期間に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約の決定)

第2条 規則第2条第1項第11号又は第2項第1号エの市長が定めるものの決定は、資産経営部長が専決し、資産経営部長通知により庁内に周知するものとする。

2 前項の決定は、次の手続により行う。

(1) 所管課長は、規則第2条第1項第1号から第10号まで又は第2項第1号アからウまでの規定により長期継続契約の対象として定められていない契約について、新たに長期継続契約を締結する必要がある場合は、次年度の予算編成作業に入る前に、長期継続契約に関する協議書（様式第1号）を契約課に提出し、協議しなければならない。

(2) 資産経営部長は、前号の協議の結果、新たに長期継続契約の対象に加える必要があると認める場合（規則改正が行われた場合を除く。）は、規則第2条第1項第11号又は第2項第1号エの市長が定めるものの変更により、長期継続契約の対象に加え、契約課長から回答書（様式第2号）を所管課長に送付するとともに、資産経営部長通知により庁内に周知するものとする。

(3) 資産経営部長は、第1号の協議の結果、長期継続契約の対象とする必要があると認められないときは、契約課長から回答書（様式第2号）を所管課長に送付するものとする。

(契約期間の決定)

第3条 規則第3条ただし書の市長が別に定める契約及び別に定める期間の決定は、資産経営部長が専決し、資産経営部長通知により庁内に周知するものとする。

(長期継続契約の対象となるものの判断基準)

第4条 規則第2条第1項第11号又は第2項第1号エの市長が定めるもの、又は規則第3条ただし書の市長が別に定める契約及び別に定める期間の決定は、別表の基準によるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

## 長期継続契約の対象及び契約期間が5年を超えるものの判断基準

## 1 長期継続契約の対象

対象となるもの	対象とならないもの
1 契約業者が所有する物品を設置、又は使用し 契約業者が初期投資額を回収するため複数年度 にわたる契約期間を必要とする物品の賃貸借契 約、又は役務の提供を受ける契約 2 契約期間をとおして、支払額が定額なもの（月 額、定められた期間の支払額、年額が定額なも の） 3 契約期間をとおして仕様、規格の変更のない もの 4 契約期間をとおして、変更契約を締結する必 要がないもの	1 契約業者が所有する物品を設置、又は使用し 契約業者が初期投資額を回収するため複数年度 にわたる契約期間を要しない消耗品等の物品の 賃貸借契約、又は役務の提供を受ける契約 2 契約期間をとおして、支払額が人件費、契約 対象の増減、その他の事由により変更されるも の 3 各年度の仕様、規格の変更があるもの 4 技術革新が著しく単年度契約の方が有利なも の 5 契約期間内に変更契約を締結する必要がある もの 6 契約を締結できる業者が1社で、毎年度、仕 様、契約金額を見直す方が有利なもの

## 2 契約期間が5年を超えるもの

対象となるもの
1 物品を設置後、容易に移動、又は撤去のできないもの 2 技術革新がなく、仕様の変更がないもの 3 物品の耐用年数が5年を超えるもの 4 商慣習上からも5年を超えて契約を締結することが一般的なもの

【様式第 1 号】

年 月 日

契約課長 様

課長

市長が定める長期継続契約の対象及び契約期間について（協議）

千葉市長期継続契約の対象及び契約期間に関する要綱第 2 条第 2 項第 1 号の規定により、  
下記のとおり協議します。

記

- 1 契約件名  
(契約の種別)
- 2 契約期間
- 3 設置場所
- 4 目的及び必要性
- 5 仕 様
- 6 契約方法及びその理由
- 7 支払条件

【様式第 1 号】

年 月 日

契約課長 様

課長

市長が定める長期継続契約の対象及び契約期間について（協議）

千葉市長期継続契約の対象及び契約期間に関する要綱第 2 条第 2 項第 1 号の規定により、下記のとおり協議します。

記

- 1 契約件名 契約の名称（物品の賃貸借契約、又は役務の提供を受ける契約）
- 2 契約期間
- 3 設置場所 ○○課○○
- 4 目的及び必要性 **【内容】** 長期継続契約としなければ支障の出る理由
- 5 仕 様 賃貸借物品、又は役務の提供を受けるに当たり必要とする規格、形状寸法等
- 6 契約方法及びその理由 一般競争入札、指名競争入札、随意契約、特命随契  
その理由 特許等秘匿にすべき事項
- 7 支払条件 月額払い、指定された期間による支払い、半年払い、年払い、出来高払い

【様式第2号】

年 月 日

課長 様

契 約 課 長

市長が定める長期継続契約の対象及び契約期間について（回答）

年 月 日付にて貴職より協議のありました標記の件について、  
下記のとおり回答します。

記

- 1 契約名
- 2 契約期間
- 3 協議結果及び  
その理由

担当 契約課 契約第二班  
電話 043-245-5089 内線 2355